

法務省 補足説明資料

平成 2 7 年 1 月 9 日

性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理（案）

第1 性犯罪の構成要件及び法定刑について

1 性犯罪の法定刑の見直し

現行法において、強姦罪の法定刑の下限が強盗罪のそれよりも低いこと、強姦致死傷罪の法定刑の下限が強盗致傷罪のそれよりも低いことなどにつき、強姦罪の法定刑を強盗罪と同じ又はそれより重いものとするなどの見直しをすべきか。また、被害者が年少者である場合に刑を加重するなどすべきか。

また、現行法では、強姦犯人が強盗をした場合については、強姦罪と強盗罪の併合罪とされている一方、強盗犯人が強姦をした場合については、特に重い罰則（強盗強姦罪）が規定されているところ、強姦犯人が強盗をした場合についても強盗強姦罪と同様に重く処罰するなどの規定を設けるべきか。

2 強姦罪の主体等の拡大

現行法では、強姦罪の行為者は男性、被害者は女性に限られているところ、行為者及び被害者のいずれについても性差のないものとすべきか。

3 性交類似行為に関する構成要件の創設

現行法では、強姦罪で処罰される男性器の女性器への挿入以外の性的行為は強制わいせつ罪で処罰されるところ、肛門性交、口淫等の性交類似行為については新たな犯罪類型を設けるなどし、強姦罪と同様の刑、あるいは、強制わいせつ罪より重い刑で処罰することとすべきか。

4 強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和

現行法及び判例上、強姦罪等が成立するには、被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度の暴行又は脅迫を用いることが要件とされているところ、この暴行・脅迫の要件を緩和すべきか。また、準強姦罪等の成立要件についても、見直すべきか。

5 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設

親子関係等の一定の地位や関係性を利用して、従属的な立場にある者と性的行為を行う類型について、新たな犯罪類型（近親姦処罰規定を含む。）を設けるべきか。

6 いわゆる性交同意年齢の引上げ

現行法では、暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する範囲は被害者が13歳未満の場合とされているところ、この年齢を引き上げるべきか。

7 配偶者間における強姦罪の成立について

現行法では、配偶者間における強姦罪の成立について特段の規定がないところ、配偶者間においても強姦罪が成立することを明示する規定を置くべきか。

第2 性犯罪を非親告罪とすることについて

現行法では、（準）強姦罪及び（準）強制わいせつ罪については親告罪とされているところ、この規定を廃止し、告訴がなくても公訴を提起することができることとすべきか。

第3 性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について

特に年少者が被害者である性犯罪について、一定の期間は公訴時効が進行しないこととすべきか、あるいは公訴時効を撤廃すべきか。

第4 刑法における性犯罪に関する条文の位置について

強姦罪及び強制わいせつ罪等について条文の位置を見直すべきか。